

令和健康科学大学施設使用規程

(趣旨)

第1条 令和健康科学大学（以下、「大学」という。）の施設の使用及び貸出に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(施設の範囲)

第2条 この規程における施設は、別表のとおりとする。

2 前項に掲げる以外の施設の使用については、別に定める。

(使用の用途)

第3条 施設の使用目的は、次の各項に定める事項とする。

- (1) 大学が主催する行事
- (2) 正課授業
- (3) 課外活動
- (4) 学生及び職員の主催する行事
- (5) 許可された学外者が主催する活動
- (6) その他学長が認めたもの

(利用期間)

第4条 年末年始休業、入試日、施設・設備点検日等は利用できないものとする。

(使用の時間)

第5条 施設の使用時間は、次のとおりとする。但し、学長が特に認めた場合は、体育館・体育館以外の施設ともに利用時間を22時まで延長することができる。

	昼間帯の貸出			夜間帯の貸出	特例の場合	
	半日		終日			延長する場合
体育館以外の施設を使用する場合	9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	17時～ 19時	17時～ 19時	～22時
体育館を使用する場合	9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	17時～ 19時30分	17時～ 19時30分	～22時

(使用の許可)

第6条 第3条3号から6号の目的で施設を使用する者は、あらかじめ学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 使用願いの様式は別に定める。

(使用の手続き)

第7条 本学の教職員及び学生が施設使用を希望するときは、所定の様式により使用日の1週間前までに、教職員は総務課総務係まで、学生は学務課学生係まで願い出るものとする。なお、願い出た者は、使用の責任を負うものとする。

2 前項に関わらず、学生、教職員の利便性を図るために、簡易な方法で使用を許可することができる。

(学外者への貸出)

第8条 学外者が第2条第1項で定める本学の施設の使用を希望する場合は、施設の貸出を許可することができる。

2 前項に定める学外者とは、本学の教職員又は学生によって構成される組織、団体以外のものをいう。

3 第1項に関わらず、次の各号に該当すると判断した場合は、学外者への貸出は行わない。

- (1) 本学の事業活動に支障をきたすか、あるいは支障が生じるおそれがあるとき
- (2) 施設を破損するおそれがあるとき
- (3) 責任者が不明確なとき
- (4) その他本学がその貸出を不相当と認めたとき

4 学外者が施設使用を希望するときは、所定の様式により使用予定日の3か月前から1か月前までに総務課総務係まで願い出るものとする。

(施設利用の優先順位)

第9条 利用申込時の優先順位については以下のとおりとする。ただし、願い出により使用が許可された場合でも、大学の諸事情により使用の許可を取り消す場合がある。

- (1) 令和健康科学大学の学生
- (2) 令和健康科学大学の教職員
- (3) 関連教育施設（学校法人巨樹の会）の教職員
- (4) 関連病院施設（カマチグループ）の職員
- (5) その他外部利用者

(施設の使用料金)

第 10 条 第 7 条 1 項により使用を許可した場合の使用料金は別に定める。

(使用者の義務)

第 11 条 使用を許可された者は、次の各項に定める事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可された施設以外の施設を使用しないこと
- (2) 使用目的を無断で変更しないこと

(使用許可の取り消し)

第 12 条 使用者に次の各号の一に該当する行為があった場合は、その許可を取り消し、以後の使用を禁止することがある。

- (1) 使用許可以降において第 7 条 3 項に定める事項に該当すると認められたとき
- (2) 施設の使用料金を所定の期日までに納付しないとき
- (3) 第 10 条に定める事項を厳守しないとき
- (4) 虚偽の申請を行ったとき

(現状の復帰)

第 13 条 使用者が施設の使用を終えたときは、すみやかに原状に復さなければならない。

(損害の弁償)

第 14 条 使用者が施設又は設備を、故意又は重大な過失により破損又は滅失したときは、相当代価を弁償しなければならない。

2 施設の使用中に生じた事故で、大学の責によらないものについては、大学は一切その責任を負わない。

附則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から改正施行する。

別表

建物名称	部屋番号	名称
		フットサルコート
		テニスコート
体育館		体育館
	1104～1107	講義室

1号館	1109	看護実習室 1	
		母子実習室	
		感染予防実習室	
	1114	相談室	
	1115	面談室	
	1113A	カンファレンスルーム 1	
	1208	作業実習室 1	
	1209A	演習室	
	1210A	講義室	
	1211A	視聴覚教室	
	1301	グローバルサロン	
	1302～1307	講義室	
	1308	カンファレンスルーム 2	
	1309A	演習室	
	1310A	講義室	
	1311A	講義室	
	1401	補装具室	
	1402	作業実習室 2	
	1号館	1403	講義室
		1404	ADL 訓練室
1405～1406		講義室	
1407		レクレーション室	
1408・1409		評価実習室・機能訓練室	
1410A		演習室	
1411A		看護実習室 2	
1501		情報処理室	
1502		講義室	
1503		大講義室	
1504～1506		治療室 1.2.3	
1507A		演習室	
1508A～1509A		講義室	
1601A		演習室	
1602A		講義室	
2101		メインホール	

2号館		グローバルラウンジ等
	2402	看護実習室 4
	2403～2410	演習室
	2501・2601・ 2603～2610	講義室
2号館	2502	作業実習室
	2503～2504	講義室
	2505	基礎医学実習室
	2506・2507	講義室
	2912	大会議室
	2914	応接室
	2917	中会議室